平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとち よ だ く うちさいわいちょう

住 所 東京都千代田区内 幸 町一丁目1番6号

代表取締役社長 和才 博美

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

検討項目			具体的内容
1. モバイル市	(1)第二種指定	1)	移動通信市場は、加入者数において、既にNTT東西を含む固 定通信市場の2倍以上となっており、携帯事業者は、接続協議に
場の公正競争	電気通信設備		
環境の整備	制度の検証		おける優位性を行使できる状況にあります。
			そのような移動通信市場において、第二種指定電気通信設備を
			保有する事業者(以下、第二種指定電気通信事業者という)以外
			でも、第一種電気通信設備に指定されているNTT東西のそれぞ
			れの加入電話、ひかり電話と同程度である約2,000万の加入
			契約数を持つ携帯事業者が存在しており、実態としては、当該事     **********************************
			業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、当該事業者が接   
			続料等の協議において優越的な地位に立っているという状況が存
			在しております。
			さらには、「次世代ネットワーク係る接続ルールの在り方につい
			て」(情報通信審議会:2008年3月27日)において、NTT
			東西のひかり電話契約者が約300万にも関わらず、第一種指定
			電気通信設備規制の対象とすべきとの考え方が示されていること
			からも、加入電話、ひかり電話と同程度の加入契約数を保有する
			前述の携帯事業者を第二種指定電気通信事業者に追加し、公正な
			競争環境を整備すべきと考えます。
			また、当該携帯事業者は「自社内通話や自社グループ間通話の
			利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信し   
			た場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」(200   
			8年3月期ソフトバンク社中間決算説明会)とコメントしており、
			通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収しているという問題
			の懸念が考えられることから、自己又は自己のグループ内と比べ、
			他の事業者に対して接続料の適正性が確保されているかを検証で
			きる仕組みが必要と考えます。
3. 通信プラット		1)	携帯事業者の競争が進展するとともに、ポータビリティの促進
フォーム市			が図られる状況下においては、コンテンツ配信事業者にとっては、
場・コンテンツ	のオープン化		全ての携帯電話事業者に対して同等の機能の提供を受ける環境の
配信市場への			整備が必要と考えます。また、コンテンツ配信市場・通信プラッ
参入促進のた			トフォーム市場においては、今後、一層のサービス多様化が見込
めの公正競争			まれており、事前規制を課すのではなく、各事業者・コンテンツ
環境の整備			配信事業者等に対して自由なビジネス環境の中で創意工夫を促進
			することが適切と考えます。

検討項目			具体的内容
4. 固定通信と	(1)接続料算定	1)	電気通信事業法(以下、事業法という)上、接続拒否事由に該当
移動通信の融	上の課題	1	すると考えます。
合時代等にお			具体的には、移動通信市場において、第二種指定電気通信事業者
ける接続ルー			以外でも、第一種電気通信設備に指定されているNTT東西のそれ
ルの在り方			ぞれの加入電話、ひかり電話と同程度である約2,000万の加入
			契約数を持つ事業者が存在しており、当該事業者と接続を行わない
			という選択肢は取り得ず、接続料等の協議において不当に高額と思
			われる接続料を受け入れざるを得ないといった問題が発生してお
			ります。
			以上のことから、当該事業者が設置する電気通信設備を第二種指
			定電気通信設備に指定することにより、事業法第34条2項の規定
			による接続約款の届出をさせるとともに、事業法第30条5項で規
			定されている、「電気通信役務に関する収支の状況その他その会計
			に関し総務省令で定める事項」の公表を義務付けし、公正な環境を
			整備すべきと考えます。
		1)	移動通信市場において、当該接続料が、事業法第30条5項で規
		2	定されている、「電気通信役務に関する収支の状況その他その会計
			に関し総務省令で定める事項」を公表している第二種指定電気通信
			事業者の接続料より高額である場合には、不当に高額な接続料に該
			当する懸念があると考えられます。
			以上のことから、全ての第二種指定電気通信事業者に事業法第3
			0条5項で規定されている、「電気通信役務に関する収支の状況そ
			の他その会計に関し総務省令で定める事項」の公表を義務付けし、
			公正な環境を整備すべきと考えます。

検討項目			具体的内容
4. 固定通信と	(2)固定通信と	1)	通信サービスレイヤーにおいて、移動通信市場は、加入者数に
移動通信の	移動通信の融	2)	おいて、既にNTT東西を含む固定通信市場の2倍以上となって
融合時代等に	合時代におけ		おり、第二種指定電気通信設備を保有する事業者(以下、第二種
おける接続ル	る接続ルール		指定電気通信事業者という)以外でも、第一種電気通信設備に指
ールの在り方	の在り方		定されているNTT東西のそれぞれの加入電話、ひかり電話と同
			程度である約2,000万の加入契約数を持つ携帯事業者が存在
			しており、実態としては、当該事業者と接続を行わないという選
			択肢は取り得ず、当該事業者が接続料等の協議において優越的な
			地位に立っているという状況が存在しております。
			以上のことから、加入電話、ひかり電話と同程度の加入契約数
			を保有する前述の携帯事業者を第二種指定電気通信事業者に追加
			し、移動通信市場において公正な競争環境を整備すべきと考えま
			す。